

2025年11月13日

株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス

代表取締役 岡田 誠之 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>

申入書兼質問書

1. はじめに

貴社より、2025年6月20日付「回答書」にて、ご回答いただきました。ご回答ありがとうございました。

貴社からのご回答につき、当法人において検討しましたが、以下のとおり、疑問点がありますので、ご多忙中恐縮ではございますが、以下の点についての貴社のご見解につき、文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

2. 転リーススキームについて

(1) 貴社の回答

貴社が中途解約時の精算条項・規定損害金の定めの内容を決めるにあたって、考慮されている事情についてご説明いただきました。一部理解できる部分もありました。

しかし、貴社は、転リーススキームを用いてリース機器を調達していることを理由の一つとして、規定損害金の金額の合理性を述べておりますが、以下のとおり、疑問点がありますので、お尋ねいたします。

(2) 消費者が不利益を被る合理的な理由が不明であること

すなわち、転リーススキームを用いることを選択したのは貴社である一方、当法人が確認する限り、ホームページや約款に、本リース契約が転リーススキームを用いていることにつき、何らの記載はありません。

通常のリース契約においては、リース業者がサプライヤーから当該目的物を購入し、それをユーザーに使用させることとなります。すなわち、リース業者は自己の所有物件をリースすることになるため、貴社の述べるような、リース元の会社との関係で発生する制限（貴社が対象物件を処分できない、リース元の会社の指定する廃棄処分場に持ち

込まなければならない等)は発生しません。

したがって、本リース契約は、一般的なリース契約と比較して、転リーススキームが採用されていることにより、消費者に不利益となっていますが、転リーススキームを採用することによる不利益を消費者が受ける合理的な理由が不明であるため、転リーススキームを採用する理由についてご説明いただければと考えます。

(3) 転リースであることが約款上記載されていないこと

また、別の問題点として、本件は、他人物賃借に近い法律関係にあると考えられるところ、仮に、貴社のリース元会社に対するリース料の不払い等の債務不履行が発生した場合、貴社とリース元会社との間の元リース契約が解除され、その結果、貴社からリースを受けている消費者が、対象物件の使用権原を失うことになります。

消費者にとっては、そのようなリスクがあるにもかかわらず、少なくとも、約款においては、転リースである旨の記載はなされていません。このことから、貴社は、消費者に対し、転リースであることの説明をしていないものと推認されます。

貴社において、本リース契約を締結する際に、転リース契約であることを消費者に説明しているのか否か、説明していないとすればその理由についてご説明いただければと思います。

3. 違約金に関する記載について

違約金の記載(約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求しない)につき、当法人の申入れの趣旨をご理解くださり、修正予定とのご回答をいただきました。ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

以 上